

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
(例) I-1-②事務の内容 (3ページ/3ページ)			
VI-2-④主な意見の内容 (28ページ/27ページ)	(記載なし)	<p>本件資料では業務を「再委託する」となっているが、万が一のときの責任はどこ（誰れ）にあり、どのように責任を取るのか？ 具体的なチェック方法では、「セキュリティ内部監査の際に…自己点検表による確認」となっているが、このような措置で大丈夫なのか？ 個人情報を、「一生変わらない一つの番号」で紐つけることは、一度に多くの情報が芋づる式に流失され漏えいする惧れがあり非常に危険であるばかりでなく、リスク対策・セキュリティは、どんなに高めても破られるという前提が必要である。万が一の場合の「責任の所在」も明確にする必要がある。 札幌市で起きた幼児虐待殺人のような事件（近隣住民から多数通告があったとも聞く）が2度と起きないようにするためには、次々と必要になるリスク対策に追われるこの国策システムでおこなう、マイナンバーの利用で防げるのか。</p>	住民等からの意見募集の期間中に市民より寄せられた意見の主な内容を記載
表紙 評価書名 (1ページ/1ページ)	母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務 全項目評価書	母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務 全項目評価書	文言の整理・修正
表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 (1ページ/1ページ)	札幌市は、母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し…	札幌市は、母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し…	文言の整理・修正
I-1-①事務の名称 (3ページ/3ページ)	母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務	母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務	文言の整理・修正

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
<p>I-1-②事務の内容 (3 ページ/3 ページ)</p>	<p>札幌市では、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、<u>母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく保健指導、訪問指導および健康診査の実施、母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務を行っている。</u> <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表第一の49項により、個人番号を利用することができるのは、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</u> <u>については、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。</u> <u>(1) 母子保健法第10条の保健指導の実施若しくは保健指導を受けることの勧奨に関する事務</u> <u>(2) 母子保健法第11条、第17条第1項の訪問指導の実施に関する事務</u> <u>(3) 母子保健法第12条第1項の実施又は同法第13条第1項の健康診査に実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務</u> <u>(4) 母子保健法第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実に関する事務</u> <u>(5) 母子保健法第16条の母子健康手帳の交付に関する事務</u> <u>(6) 母子保健法第17条の妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務</u> <u>(7) 母子保健法第13条の妊婦に対する健康診査に関する事務のうち、札幌市妊婦一般健康診査受診票の受理確認に関する事務</u> <u>(8) 母子保健法第18条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</u> <u>(9) 母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務</u></p>	<p><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の49項により、母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務において、個人番号を利用することができる。</u> <u>については、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うこととする。</u> <u>(1) 妊娠の届出に関する事務（母子保健法第15条、第16条、第22条関係）</u> <u>妊娠届出の受理や事実確認を行い、母子健康手帳の交付を行う。</u> <u>(2) 妊婦支援相談事業に関する事務（母子保健法第10条、第22条関係）</u> <u>安心・安全な妊娠、出産のため、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、妊婦の不安を軽減するとともに、出産後の育児について出産前から支援が必要と思われる妊婦（特定妊婦）等に継続的な支援を実施する。</u> <u>(3) 妊婦一般健康診査に関する事務（母子保健法第13条、第22条関係）</u> <u>安全な分娩と健康な子の出産のため、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれのある異常を早期に発見するとともに適切な指導を行い、妊婦の健康の保持増進を図る。</u> <u>(4) 出産連絡に関する事務（母子保健法第10条、第11条、第22条関係）</u> <u>出産連絡票を受理し、母子保健訪問指導の対象者を把握する。</u> <u>(5) 妊産婦・新生児訪問指導に関する事務（母子保健法第10条、第11条、第17～19条、第22条関係）</u> <u>妊産婦や新生児の健康の保持増進のため、保健師・助産師等が妊産婦や新生児の保護者に対して訪問指導を実施する。</u> <u>(6) 乳幼児健康診査業務に関する事務（母子保健法第12条、第13条、第22条関係）</u> <u>乳幼児の疾病や障がいを早期に発見し、早期治療・早期療育に結びつけるため、乳幼児に対し健康診査を実施する。</u> <u>(7) 児童虐待予防に関する事務（母子保健法第5条、第10～13条、第17～19条、第22条関係）</u> <u>母子保健事業に関する事務を通じて虐待兆候を早期に発見し、保護者の不安や訴えを受け止めつつ、福祉施策の活用等により児童虐待を防止する。</u></p>	<p>よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正</p>
<p>I-2-システム1 ②システムの機能 (3 ページ/3 ページ)</p>	<p><u>妊婦一般健康診査、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健康診査等の各種母子保健事業に係る情報を一元化して管理するために導入されたシステム。次の機能を有する。</u></p>	<p><u>札幌市のシステムであり、妊婦一般健康診査、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健康診査等の各種母子保健事業に係る情報を一元化して管理するために導入されたシステム。次の機能を有する。</u></p>	<p>札幌市のシステムであることを明記</p>

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
<p>I-2-システム2 ②システムの機能 (4ページ/4ページ)</p>	<p><u>団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</u></p> <p><u>1 団体内統合宛名番号の登録・管理</u> <u>個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。</u></p> <p><u>2 符号取得状況の管理</u> <u>中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。</u></p> <p><u>3 団体内統合宛名番号の検索</u> <u>個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</u></p> <p><u>4 職員認証・権限の管理</u> <u>システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</u></p> <p><u>5 情報連携記録の管理</u> <u>情報連携記録の生成・管理を行う。</u></p> <p><u>6 セキュリティの管理</u> <u>庁内各業務システム専用エリア利用のための ID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</u></p>	<p><u>札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</u></p> <p><u>1 団体内統合宛名番号の登録・管理</u> <u>団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。</u></p> <p>※（団体内統合）宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。</p> <p><u>2 符号取得状況の管理</u> <u>中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。</u></p> <p>※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号</p> <p><u>3 団体内統合宛名番号の検索</u> <u>個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</u></p> <p><u>4 職員認証・権限の管理</u> <u>システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</u></p> <p><u>5 情報連携記録の管理</u> <u>情報連携記録の生成・管理を行う。</u></p> <p><u>6 セキュリティの管理</u> <u>庁内各業務システムの利用のための ID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</u></p>	<p>よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正</p>

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
<p>I-2-システム3 ②システムの機能 (4ページ/4ページ)</p>	<p><u>既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。</u></p> <p><u>1 既存住基システムからのデータ受領</u> <u>既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。</u></p> <p><u>2 住民記録の異動情報の連携</u> <u>随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。</u> <u>※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。</u></p> <p><u>3 システム基盤（市中間サーバー）への情報転送</u> <u>番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。</u></p> <p><u>4 職員認証・権限の管理</u> <u>各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</u></p> <p><u>5 情報連携記録の管理</u> <u>情報連携記録の生成・管理を行う。</u></p>	<p><u>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</u></p> <p><u>1 既存住基システムからのデータ受領</u> <u>既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</u></p> <p><u>2 住民記録の異動情報の連携</u> <u>随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。</u> <u>※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</u></p> <p><u>3 システム基盤（市中間サーバー）への情報転送</u> <u>世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。</u></p> <p><u>4 職員認証・権限の管理</u> <u>各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</u></p> <p><u>5 情報連携記録の管理</u> <u>情報連携記録の生成・管理を行う。</u></p>	<p>よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正</p>

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
<p>I-2-システム4 ②システムの機能 (5 ページ/5 ページ)</p>	<p>中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必須となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p>	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム（※）と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。</p> <p>3 システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必須となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p> <p>※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー（本市の「市中間サーバー」を含む。）のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。</p> <p>〈参考〉 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー（本市の「市中間サーバー」を含む。）のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供それに付随する業務を行うアプリケーション（プログラム）群のこと（ハードウェアは含まない。）。</p>	<p>よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正</p>

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
<p>I-2-システム5 ②システムの機能 (5 ページ/6 ページ)</p>	<p>中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバー及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤（市中間サーバー）と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>8 セキュリティ管理 特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	<p>国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバー及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤（市中間サーバー）と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム（※））と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>（※）インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム</p> <p>8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名（そのファイルの正当性を示すデータ）を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報（システムを利用するためにあらかじめ登録が必要となる基本的な情報）の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	<p>わかりやすい内容となるよう、記載を修正</p>

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
<p>I-2-システム6 ②システムの機能 (6 ページ/6 ページ)</p>	<p>居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 3 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>	<p>国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構（※）への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法に基づく地方協働法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>	<p>わかりやすい内容となるよう、記載を修正</p>
<p>I-4-①事務実施上の必要性 (7 ページ/7 ページ)</p>	<p>特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、各種母子保健事業の実施率および受診率の向上に向けた分析・評価の実施に資することとなるとともに、個別受診勧奨文書の発送等の事務の効率化を図ることができる。</p>	<p>番号法の改正により、母子保健法による健康診査に関する情報については、番号法第19条第7号の規定により、他の自治体から情報照会があった場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う必要があるため、これらに対応するために個人番号を利用する。 個人番号を利用することにより、個人の特定、個人の宛先等の突合の正確性が向上し、対象者の状況に応じて個別に受診勧奨の文書を発送するなど、事務の効率化を図ることができる。また、同一の個人に実施した各種母子保健事業の情報を適正に管理することが可能となる。</p>	<p>よりわかりやすく、かつ必要性が明確となる内容となるよう、記載を修正</p>
<p>I-4-②実現が期待されるメリット (7 ページ/7 ページ)</p>	<p>各種母子保健事業の実施状況の適正な管理により、適切な個別勧奨が可能となる等、各種母子保健事業の実施率および受診率の向上につながるものと期待される。</p>	<p>個人番号を利用することで、番号法第19条第7項の規定による他の自治体からの情報照会に対して円滑に対応することができる。また対象者の状況に応じて個別に受診勧奨の文書を発送するなど事務の効率化を図ることができる。</p>	<p>よりわかりやすく、かつメリットが明確となる内容となるよう、記載を修正</p>

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
(別添1) - (備考) (8 ページ/8 ページ)	<p><各種母子保健事業の実施に関する事務></p> <p>① 本人確認のうえ、氏名・生年月日・住所等の個人情報を取得する（個人番号は含まない）。</p> <p>② 乳幼児精密健康診査実施医療機関、妊婦一般健康診査実施医療機関もしくは各区保健センターは、対象者を確認の上、各種母子保健事業を実施する。</p> <p>③ ①の対象者情報及び実施した母子保健事業の内容や実施部等の母子保健情報を送付する。</p> <p>④ 対象者の氏名・生年月日・住所と、住基情報を突合して個人を特定し、個人番号の紐づけを行う。</p> <p>⑤ 母子保健情報（副本）をシステム基盤に登録する。</p> <p>⑥ 各種母子保健事業の対象者に個別勧奨を行う。</p> <p>⑦ 乳幼児精密健康診査実施医療機関及び妊婦一般健康診査実施医療機関へ委託料を支払う。</p>	<p><母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務></p> <p>① 本人確認のうえ、氏名・生年月日・住所・性別等の個人情報を取得する（原則個人番号は含まない）。</p> <p>② 乳幼児精密健康診査実施医療機関、妊婦一般健康診査実施医療機関又は各区保健センターは、対象者を確認の上、各種母子保健事業を実施する。</p> <p>③ ①の対象者情報及び実施した母子保健事業の内容や実施部等の母子保健情報を入力する。</p> <p>④ 対象者の氏名・生年月日・住所・性別と、住基情報を突合して個人を特定し、個人番号の紐づけを行う。</p> <p>⑤ 母子保健情報（副本）をシステム基盤に登録する。</p> <p>⑥ 各種母子保健事業の対象者に個別勧奨を行う。</p> <p>⑦ 乳幼児精密健康診査実施医療機関及び妊婦一般健康診査実施医療機関へ委託料を支払う。</p>	<p>文言の整理・修正</p>
II-2-③対象となる本人の範囲 (9 ページ/9 ページ)	<p>札幌市が母子保健法に基づき実施する各種母子保健事業の実施対象者</p>	<p>各種母子保健事業の実施対象者及び実施歴がある札幌市民等</p>	<p>文言の整理・修正</p>
II-2-③対象となる本人の範囲（その必要性） (9 ページ/9 ページ)	<p>特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、各種母子保健事業の実施率および受診率の向上に向けた分析・評価の実施に資することとなるとともに、個別受診勧奨文書の発送等の事務の効率化を図ることができる。</p>	<p>番号法の改正により、母子保健法による健康診査に関する情報については、番号法第19条第7号の規定により、他の自治体から情報照会があった場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う必要があるため、これらに対応するために個人番号を利用する。 情報照会に対しては、実施歴の有無を含めて情報提供を行う必要となることから、各種母子保健事業の対象者及び実施歴がある市民全てについて情報を記録する必要がある。</p>	<p>対象の範囲やその必要性が明確となる内容となるよう、記載を修正</p>
II-2-⑤保有開始日 (9 ページ/9 ページ)	<p>令和2年4月1日</p>	<p>令和2年6月1日</p>	<p>第三者点検実施日の延期に伴い、保有開始日の記載を変更</p>
II-3-⑧使用方法 (10 ページ/10 ページ)	<p>1 各種母子保健事業の対象者の管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種母子保健事業を実施した機関を経由して収集した対象者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、母子保健事業の実施状況等を管理する。 ・各種母子保健事業の実施率・受診率等の統計を作成する。 <p>2 母子保健事業の勧奨等、実施率・受診率の向上に向けた施策に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳から対象者を抽出して、各種母子保健事業の勧奨等を実施する。 	<p>1 各種母子保健事業の対象者の管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種母子保健事業を実施した機関を経由して収集した対象者の氏名・生年月日・住所・性別から住民基本台帳等にて個人を特定し、母子保健事業の実施状況等を管理する。 ・各種母子保健事業の実施率・受診率等の統計を作成する。 <p>・番号法第19条第7号の規定による情報照会に対応するため、対象者の管理については、システム基盤（個人基本）により連携された個人番号を利用する。</p> <p>2 母子保健事業の勧奨等、実施率・受診率の向上に向けた施策に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳から対象者を抽出して、各種母子保健事業の勧奨等を実施する。 	<p>文言の整理・修正</p>
II-3-⑧使用方法（情報の突合） (10 ページ/10 ページ)	<p>各種母子保健事業実施機関を経由して収集した対象者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。</p>	<p>各種母子保健事業を実施した機関を経由して収集した対象者の氏名・生年月日・住所・性別から住民基本台帳等にて個人を特定する。</p>	<p>文言の整理・修正</p>

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
Ⅱ－３－⑨使用開始日 (10 ページ/10 ページ)	<u>令和 2 年 4 月 1 日</u>	<u>令和 2 年 6 月 1 日</u>	第三者点検実施日の延期に伴い、保有開始日の記載を変更
Ⅱ－４－②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲（その妥当性） (11 ページ/11 ページ)	母子保健情報システムの安定した稼働のため、システム運用・保守の専門的な知識・技術を有する民間事業者に委託する。	母子保健情報システムの安定した稼働のため、システムにて管理する母子保健情報ファイル全体に対して保守・点検を実施する必要がある。	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅱ－５－②提供先における用途 (12 ページ/12 ページ)	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等に関する事務であって主務省令で定めるもの	文言の整理・修正
Ⅱ－５－⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 (12 ページ/12 ページ)	母子保健法による健康診査の対象者	母子保健法による健康診査の対象者及び実施歴のある者	文言の整理・修正
Ⅱ－６－①保管場所 (13 ページ/13 ページ)	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに措置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。	文言の整理・修正
Ⅱ－６－②保管期間（その妥当性） (13 ページ/13 ページ)	1 本市に住民登録がある者 母子保健法等関係法令には文書の保存期間は定められていない。妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の健康診査は同一人に対して長期にわたり複数回実施するものであり、対象者に関する連続的なデータは、以降の健診の実施及び保健指導に必須の情報である。また乳幼児期・成人期のデータの蓄積は健康施策の企画や評価に有用である。 以上の理由により、同システムのサーバーのデータベース内にある特定個人情報ファイルは、下記 2 に該当するまでは保管する。 2 転出・死亡した者 本システムは予防接種台帳システムとサーバーのデータベースを共有することから、転出・死亡してから、予防接種事務における保存期間（20 年程度）が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。 3 本市において住民登録はないが居住する者 予防接種事務・母子保健事務のいずれかの事務の最後のデータ登録・更新から予防接種事務における保管期間（20 年程度）が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。	母子保健法では保存期間についての規定はないが、①健康診査は同一人に対して長期にわたり複数回実施するものであること、②乳幼児期のデータが成人になってから必要になる場面があることなどから、20 年以上保管する必要がある。 ＜保管期間（詳細）＞ 1 対象者が札幌市に在住している間は、情報を保管する。 2 対象者が札幌市より転居した場合は、対象者が 65 歳に達する日の属する年度の末日まで、情報を保管する。ただし、65 歳に到達した者であっても、最後に情報照会等があったから 10 年間が経過していない場合には、情報照会等があった後、10 年が経過する日が属する年度の末日まで、情報を保管する。	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅱ－６－③消去方法 (13 ページ/13 ページ)	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	文言の整理・修正

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
Ⅲ－２－リスク 1（対象以外の情報の入手を防止するための措置の内容） （15 ページ/15 ページ）	<p>・本市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）、その他の住民基本台帳関係情報について、<u>当市の住基システムよりシステム基盤（個人基本）を経由して取得する方法（システム基盤（個人基本）に反映されない場合は専用端末等による個別確認）</u>によるため、住民又はかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。</p> <p>・乳幼児精密健康診査について、<u>受診対象者（保護者）の意志で医療機関で精密健康診査を受診し、本市は当該医療機関からの報告に基づいて本件事務を行う。</u>そのため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>・妊娠届出及び母子健康手帳交付に関する事務等について、<u>窓口で個人番号を含む届出書等の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</u></p>	<p>・本市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）、<u>その他の住民基本台帳関係情報については、本市の住基システムよりシステム基盤（個人基本）を経由して取得するため、本市の住基システムに住民基本台帳関係情報が登録されている住民又はかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。</u></p> <p>・乳幼児精密健康診査について、<u>受診対象者（保護者）の意思で医療機関で精密健康診査を受診し、本市は当該医療機関からの報告に基づいて本件事務を行う。</u>そのため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>・妊娠届出及び母子健康手帳交付に関する事務等について、<u>窓口で個人番号を含む届出書等の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</u></p>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅲ－２－リスク 2（リスクに対する措置の内容） （15 ページ/15 ページ）	<p>・本市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）、<u>その他の住民基本台帳関係情報について、入手する方法を、庁内ネットワーク及びシステム基盤（個人基本）を通じて入手するか、権限が認められた職員が専用端末から個別に入手するかに限定している。</u></p> <p>・本市に住民登録がある者及び住民登録がない居住者から入手する母子保健情報について、<u>利用目的を明示した上で入手する。</u></p>	<p>・本市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）、<u>その他の住民基本台帳関係情報をシステムにて入手する方法は以下の2つの方法に限定している。</u></p> <p>1 庁内ネットワーク及びシステム基盤（個人基本）を通じて入手する。 2 権限が認められた職員が専用端末を利用して個別に入手する。</p> <p>・母子保健事業の対象者から情報を入手する際には、<u>その利用の目的について明示した上で入手することを徹底している。</u></p>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅲ－２－リスク 3（個人番号の真正性確認の措置の内容） （15 ページ/15 ページ）	<p>上記にて入手した基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）に基づき、<u>システム基盤（個人基本）との連携により、個人番号を入手する。</u></p>	<p>上記にて入手した基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）に基づき、<u>システム基盤（個人基本）との連携により、個人番号に誤りがないか確認する。</u></p>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅲ－２－リスク 3（特定個人情報の正確性確保の措置の内容） （15 ページ/15 ページ）	<p>1 上記のとおり、<u>入手の各段階で本人確認をすることで、個人情報の正確性を確保する。</u></p> <p>2 収集した情報に基づいて、<u>システム基盤（個人基本）との連携により、個人番号を入手することで、正確性を確保する。</u></p>	<p>1 入手の各段階で本人確認を行う。</p> <p>2 収集した個人情報に基づいて、<u>適宜、職権で修正を行い、特定個人情報の正確性を確保する。</u></p>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅲ－２－リスク 4（リスクに対する措置の内容） （16 ページ/16 ページ）	<p><母子保健情報システムにおける措置></p> <p>1 システム保守委託業者との契約において、<u>秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止する。</u></p> <p>2 入手した基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）に基づき、<u>システム基盤（個人基本）との連携により、住民基本台帳から個人番号を入手する際には、外部委託業者には個人番号の表示権限を与えないこととするので、外部に漏れることはない。</u></p> <p>3 システム間は専用回線で接続されており、<u>それ以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れることはない。</u></p>	<p><母子保健情報システムにおける措置></p> <p>1 システム保守委託業者との契約において、<u>秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止する。</u></p> <p>2 入手した基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）に基づき、<u>システム基盤（個人基本）との連携により、住民基本台帳から個人番号を入手する際には、システム保守委託業者には個人番号の表示権限を与えないこととするので、外部に漏れることはない。</u></p> <p>3 システム間は専用回線で接続されており、<u>それ以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れることはない。</u></p>	同一のものを表す用語について、表現を統一
Ⅲ－２－リスク 4（リスクに対する措置の内容） （16 ページ/16 ページ）	<p><システム外の措置></p> <p>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、<u>法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。</u></p>	<p><システム外の措置></p> <p>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、<u>法令で定める本人確認を行った後、提示を受けた書類を本人へ確実に返却することを徹底する。</u></p>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
Ⅲ－３－リスク２（アクセス権限の発行・執行の管理/具体的な管理方法） （17 ページ/17 ページ）	<p><u>1 発効管理</u> ・認証サーバーにおいて、職員ごとに、必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ・アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門（Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署）及びシステム保守担当部門（保健福祉局保健所健康企画課）が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行うこととする。</p> <p><u>2 失効管理</u> 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき、業務主管部門の指示のもと、システム担当者が速やかに失効手続きを行うこととする。</p>	<p><u>1 発効管理</u> ・職員ごとに、必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ・アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門（Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署）及びシステム保守担当部門（保健福祉局保健所健康企画課）が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。</p> <p><u>2 失効管理</u> 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき、業務主管部門の指示のもと、母子保健情報システム担当職員が速やかに失効手続を行う。</p>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅲ－３－リスク２（その他の措置の内容） （17 ページ/17 ページ）	<p><u>3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載する。</u></p>	<p><u>3 システム使用中以外はログオフを行う。</u></p>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅲ－３－リスク４（リスクに対する措置の内容） （18 ページ/17 ページ）	<p><u>2 セキュリティ実施手順に業務主管部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとする。</u></p>	<p><u>2 業務主管部門の承認を得なければ、情報の複製は行えない仕組みとする。</u></p>	システムの仕組みとして不可能であることから、記載を修正
Ⅲ－３－特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 （18 ページ/17 ページ）	<p><u>4 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。</u></p>	<p><u>4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。</u></p>	簡潔な言い回しへ修正
Ⅲ－４－情報保護管理体制の確認 （19 ページ/29 ページ）	<p>契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調査に記録する。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。</p>	<p>札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結している。</p>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅲ－４－特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限（具体的な制限方法） （19 ページ/29 ページ）	<p>サーバー室への入退室は従業者に配布する IC カードにより制限し、不正な侵入を防止する。 また、端末機の操作者ごとにアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。</p>	<p>①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。</p>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅲ－４－特定個人情報ファイルの取扱いの記録 （19 ページ/18 ページ）	<p>・システムの改修・保守作業を行う際に、事前に携わる作業要員の氏名及び所属を記載した作業報告を本市に提出する。 ・システム操作記録として、いつ、どの操作者が、誰の情報を参照・更新したかアクセスログを記録する。</p>	<p>・委託先は、システムの改修・保守作業を行う際に、事前に携わる作業要員の氏名及び所属を記載した作業報告を本市に提出する。 ・システムの操作者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。</p>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅲ－４－特定個人情報ファイルの提供ルール（委託先から他社への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法） （19 ページ/18 ページ）	<p>サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記する。 また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させる。</p>	<p>（内容） 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 （確認方法） この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。</p>	記載の構成を修正

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
Ⅲ－４－特定個人情報ファイルの提供ルール（委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法） （19 ページ/18 ページ）	<u>サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記する。</u> <u>また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させる。</u>	<u>（内容）</u> 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 <u>（確認方法）</u> この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	記載の構成を修正
Ⅲ－４－特定個人情報の消去ルール （19 ページ/18 ページ）	<u>サーバー室および事務室からの情報の持ち出しは禁止する。</u> <u>委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。</u>	<u>（内容）</u> 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 <u>（確認方法）</u> この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅲ－４－委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 （19 ページ/18 ページ）	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記する。 <u>1 個人情報の保護</u> <u>2 複写、複製の禁止</u> <u>3 目的外使用の禁止</u> <u>4 情報の返還</u>	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 <u>1 秘密保持義務</u> <u>2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止</u> <u>3 特定個人情報の目的外利用の禁止</u> <u>4 再委託における条件</u> <u>5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</u> <u>6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄</u> <u>7 特定個人情報を降り扱う従業員の明確化</u> <u>8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告</u> <u>9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと</u>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅲ－４－再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保（具体的な方法） （19 ページ/18 ページ）	<u>〔十分に行っている〕</u> <u>セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させる。</u>	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。 <u>また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。</u>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
<p>Ⅲ－６－リスク 1（リスクに対する措置の内容） （21 ページ/20 ページ）</p>	<p>＜札幌市における措置＞情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>1 情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（※2）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>（※2）番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>（※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>＜札幌市における措置＞情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われないように備えている。</p> <p>2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	<p>よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正</p>
<p>Ⅲ－６－リスク 2（リスクに対する措置の内容） （21 ページ/20 ページ）</p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>1 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p>よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正</p>
<p>Ⅲ－６－リスク 3（リスクに対する措置の内容） （21 ページ/20 ページ）</p>	<p>＜札幌市における措置＞</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、正確な照会対象者の特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p>よりわかりやすい内容となるよう、札幌市における措置を削除</p>
<p>Ⅲ－６－リスク 4（リスクに対する措置の内容） （22 ページ/20 ページ）</p>	<p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p>③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報に係る業務へアクセスすることはできない。</p>	<p>よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正</p>

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
<p>Ⅲ－６－リスク５（リスクに対する措置の内容） （22 ページ/21 ページ）</p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ <u>1 情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</u> <u>2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</u> <u>3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</u> <u>4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</u> <u>（※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</u></p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ <u>1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。</u> <u>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</u> <u>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</u> <u>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</u> <u>2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</u> <u>3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</u></p>	<p>よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正</p>
<p>Ⅲ－６－リスク６（リスクに対する措置の内容） （23 ページ/21 ページ）</p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ <u>1 セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</u> <u>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</u> <u>（※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</u> <u>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</u> <u>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</u> <u>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</u> <u>3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</u></p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ <u>1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。</u> <u>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</u> <u>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</u> <u>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</u> <u>2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</u> <u>3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</u></p>	<p>よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正</p>

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
<p>Ⅲ－６－リスク７（リスクに対する措置の内容） （23 ページ/22 ページ）</p>	<p><u>＜札幌市における措置＞</u> <u>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</u> <u>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</u> <u>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。</u> <u>③ システムが、入力内容や計算内容に誤りがないかチェックしている。</u> <u>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</u> <u>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。</u> <u>② 誤った相手へ提供・移転しないよう、特定個人情報の提供・移転は管理されたネットワーク内で行う。</u> <u>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</u> <u>1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</u> <u>2 情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</u> <u>3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</u> <u>（※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</u></p>	<p><u>＜札幌市における措置＞</u> <u>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</u> <u>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</u> <u>② 情報を提供・移転するファイルは決められたファイル形式以外では情報を提供・移転できない仕組みになっている。</u> <u>③ システムが、入力内容や計算内容に誤りがないかチェックしている。</u> <u>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</u> <u>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得た情報連携先とだけ連携できる仕組みになっている。</u> <u>② 誤った相手へ提供・移転しないよう、特定個人情報の提供・移転は管理されたネットワーク内で行う。</u> <u>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</u> <u>1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。</u> <u>2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</u> <u>3 情報提供データベース管理機能（※）では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。</u> <u>（※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</u></p>	<p>よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正</p>

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
<p>Ⅲ－６－情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 (23 ページ/22 ページ)</p>	<p><u>＜札幌市における措置＞</u> <u>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</u> <u>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</u> <u>1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</u> <u>2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</u> <u>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</u> <u>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</u> <u>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</u> <u>3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</u> <u>4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</u></p>	<p><u>その他のリスク①：不正なアクセスがなされるリスク</u> <u>＜札幌市における措置＞</u> <u>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。</u> <u>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</u> <u>ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制している。</u></p> <p><u>その他のリスク②：情報提供用符号が不正に用いられるリスク</u> <u>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</u> <u>システム上、情報連携時のみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。</u></p> <p><u>その他のリスク③：通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク</u> <u>＜札幌市における措置＞</u> <u>情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。</u> <u>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</u> <u>1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。</u> <u>2 中間サーバーと自治体等についてはVPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。</u> <u>3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。</u></p> <p><u>その他のリスク④：情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク</u> <u>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</u> <u>1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。</u> <u>2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。</u></p>	<p>「その他のリスク」がどのようなリスクなのかを明記した記述に修正</p>
<p>Ⅲ－７－リスク1（⑤物理的対策（具体的な対策の内容）） (24 ページ/23 ページ)</p>	<p><u>2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。</u> <u>3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。</u></p>	<p><u>2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。</u> <u>3 電気通信装置（ルータ・ハブ）は施錠可能なラックに設置している。</u></p>	<p>よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正</p>

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
Ⅲ－７－リスク 1（⑥技術的対策（具体的な対策の内容）） （24 ページ/23 ページ）	<u>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</u>	<u>3 導入しているOS及びミドルウェアについては、プログラムに脆弱性やセキュリティホールなどが発見された際、それらの問題を修正するためのプログラム（セキュリティパッチ）の適用を行う。</u> <u>OS：コンピューターの基本的な制御を司るソフトウェア</u> <u>ミドルウェア：OSと各業務処理を行うアプリケーションソフトウェアとの中間に入るソフトウェア</u>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅲ－７－リスク 3（手順の内容） （25 ページ/24 ページ）	<u>1 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去または物理的破砕等を行う。</u> <u>2 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却もしくは裁断することとする。</u>	<u>1 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。</u> <u>2 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断することとする。</u>	文言の整理・修正
Ⅳ－１－①自己点検 （26 ページ/25 ページ）	<u><札幌市における措置></u> <u>札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項が順守されているかどうか、自己点検表による確認を行う。</u>	<u><札幌市における措置></u> <u>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</u>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅳ－１－②監査 （26 ページ/25 ページ）	<u><札幌市における措置></u> <u>札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が順守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。</u> <u>1 内部監査はすべての職場で実施する。</u> <u>2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。</u> <u>3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。</u> <u>4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。</u>	<u><札幌市における措置></u> <u>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。</u> <u>1 監査はすべての個人番号利用事務について実施する。</u> <u>2 現地監査を定期的実施する。</u> <u>3 監査結果に応じフォローアップを行う。</u> <u>4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</u>	よりわかりやすい内容となるよう、記載を修正
Ⅳ－３－その他のリスク （26 ページ/25 ページ）	<u><札幌市における措置></u> <u>1 サーバー室は、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入室者の記録を残す。</u> <u>2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。</u> <u>3 電気通信装置（ルーター・HUB）は施錠可能なラックに設置している。</u> <u><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></u> <u>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</u>	<u>（削除）</u>	Ⅲ－７－リスク 1（⑤物理的対策）に既出であるため削除
V－１－④個人情報ファイル名 （27 ページ/26 ページ）	<u>母子保健情報ファイル（保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業に関する事務、乳幼児健康診査業務、乳幼児精密健康診査受診票の発行、女性の健康支援相談に関する事務、妊娠の届出、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児精神発達相談、乳幼児精密健康診査事業委託費支払い事務、若者の性に関する知識の普及啓発事業に関する事務、妊婦一般健康診査の公費負担に関する事務）</u>	<u>母子保健情報ファイル</u> <u>※個人情報ファイル簿：システムで取り扱う個人情報の項目や利用目的などを記したもの。</u>	文言の整理・修正

母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正内容及びその理由

修正箇所	修正前	修正後	理由
VI-2-④主な意見の内容 (28 ページ/27 ページ)	<p>本件資料では業務を「再委託する」となっているが、万が一のときの責任はどこ（誰れ）にあり、どのように責任を取るのか？ <u>具体的なチェック方法では、「セキュリティ内部監査の際に…自己点検表による確認」となっているが、このような措置で大丈夫なのか？</u> <u>個人情報を、「生涯変わらない一つの番号」で紐つけることは、一度に多くの情報が芋づる式に流失され漏えいする惧れがあり非常に危険であるばかりでなく、リスク対策・セキュリティは、どんなに高めても破られるという前提が必要である。万が一の場合の「責任の所在」も明確にする必要がある。</u> <u>札幌市で起きた幼児虐待殺人のような事件（近隣住民から多数通告があったとも聞く）が2度と起きないようにするためには、次々と必要になるリスク対策に追われるこの国策システムでおこなう、マイナンバーの利用で防げるのか。</u></p>	<p>・本件資料では業務を「再委託する」となっているが、万が一のときの責任はどこ（誰れ）にあり、どのように責任を取るのか？ ・具体的なチェック方法では、「セキュリティ内部監査の際に…自己点検表による確認」となっているが、このような措置で大丈夫なのか？ ・個人情報を、「生涯変わらない一つの番号」で紐つけることは、一度に多くの情報が芋づる式に流失され漏えいする惧れがあり非常に危険であるばかりでなく、リスク対策・セキュリティは、どんなに高めても破られるという前提が必要である。万が一の場合の「責任の所在」も明確にする必要がある。 ・札幌市で起きた幼児虐待殺人のような事件（近隣住民から多数通告があったとも聞く）が2度と起きないようにするためには、次々と必要になるリスク対策に追われるこの国策システムでおこなう、マイナンバーの利用で防げるのか。 （原文ママ）</p>	<p>文言の整理・修正</p>
VI-3-①実施日 (28 ページ/27 ページ)	<p>（記載なし）</p>	<p>令和2年4月8日</p>	<p>令和2年4月8日に実施された第三者点検にかかる内容を追記</p>
VI-3-②方法 (28 ページ/27 ページ)	<p>（記載なし）</p>	<p>学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。</p>	<p>令和2年4月8日に実施された第三者点検にかかる内容を追記</p>
VI-3-②方法 (28 ページ/27 ページ)	<p>（記載なし）</p>	<p>評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報の保護措置が適切であると認められるため、妥当であるとの答申を得た。</p>	<p>令和2年4月8日に実施された第三者点検にかかる内容を追記</p>